

せたがや生涯現役ネットワーク 個人情報取扱要領

制定 令和5年1月17日

(目的)

第1条 この個人情報取扱要領は、せたがや生涯現役ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が保有する個人情報について、適正な取り扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 ネットワークは、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、ネットワークの活動において、個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 ネットワークは、この「個人情報取扱要領」を、総会資料または臨時総会資料により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

(管理者)

第4条 ネットワークにおける個人情報の管理者は、世話人代表とする。

(取扱者)

第5条 ネットワークにおける個人情報の取扱者は、世話人代表が指定するものとする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の収集)

第7条 ネットワークは、事務局が受理する「せたがや生涯現役ネットワーク参加申込書」等により、会員または会員となろうとするものが情報公開可能とする範囲の個人情報を収集する。

2 ネットワークは、総会、臨時総会で承認を受けた事業への参加等を希望するものの個人情報を、収集の目的等をあらかじめ明らかにした上で本人の同意を得て収集する。

3 ネットワークが会員または事業の参加者から収集する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、緊急時連絡先、その他連絡事項等で会員または事業の参加者が同意する事項とする。

4 ネットワークが公表する会員名簿等に記載する個人情報は、氏名、電話番号、メールアドレスとする。

(利用)

第8条 ネットワークが保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利

用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の発送等
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 団体紹介を目的とした冊子、ホームページ等への掲載
- (4) 事業実施における受付簿の作成
- (5) 災害等の緊急時における連絡
- (6) 事業実施に際して加入する保険手続き
(管理)

第9条 個人情報、代表または代表が指定するものが保管し、適正に管理を行う。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。なお、廃棄の時期については、事業ごとに別途定める。
- 3 事業の実施に際して収集した個人情報は、事業の終了とともに、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（共同利用者の相手方を除く）に提供してはならない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けるものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（世田谷区を除く。）に提供したときは、第三者提供に関する記録を作成し、保存する。

第12条 取扱者は、第三者（世田谷区を除く。）から個人情報の提供を受けるに際して、第三者提供に係る記録を作成し、保存する。

(開示)

第13条 ネットワーク会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し開示を請求することができる。

- 2 管理者は、情報を提供した会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときには、個人情報の保護に関する法律第33条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し訂正等を求めることができる。

- 2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。
ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができる。

(漏えい発生時の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、毀損等の事案の発生またはその兆しを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、ネットワーク世話人会とする。

(附則)

この取扱要領は、令和5年2月1日から施行する。